

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公開番号】特開2017-192624(P2017-192624A)

【公開日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-041

【出願番号】特願2016-86004(P2016-86004)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月30日(2018.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一の操作手段と、

第二の操作手段と、

第三の操作手段と、

を備えた遊技台であって、

前記第二の操作手段が振動している状態において、前記第一の操作手段が振動しない場合があり、

前記第二の操作手段は、操作面の位置が変化可能な操作手段であり、

前記第三の操作手段は、複数の操作部を含む操作手段であり、

複数種類の演出を実行可能であり、

前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第一の演出であり、

前記第一の演出は、予告演出であり、

前記第一の演出は、大当たりについてのジャッジ演出であり、

前記第一の操作手段の操作に応じて前記第一の演出が開始される場合があり、

前記第一の演出において、前記第二の操作手段が振動し、

前記第一の演出において、前記第三の操作手段は振動せず、

前記第一の演出は、前記第二の操作手段に関する予告演出ではなく、

前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第三の演出であり、

前記第三の演出は、予告演出であり、

前記第一の演出の態様と前記第三の演出の態様は異なる態様であり、

前記第一の操作手段の操作に応じて前記第三の演出が開始される場合があり、

前記第三の演出において、前記第二の操作手段が振動せず、

前記第三の演出において、前記第三の操作手段が振動しない、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技台であって、

前記第一の演出は、前記第一の操作手段に関する予告演出のうちの一の演出であり、

前記第三の演出は、前記第一の操作手段に関する予告演出のうちの、前記第一の演出とは別の一の演出であり、

「前記第一の操作手段に関する予告演出」とは、「前記第一の操作手段の操作を促す表示がなされている状態において該第一の操作手段が操作されると開始される演出」のことである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載の遊技台であって、

前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第二の演出であり、

前記第二の演出は、予告演出であり、

前記第一の演出の態様と前記第二の演出の態様は異なる態様であり、

前記第三の演出の態様と前記第二の演出の態様は異なる態様であり、

前記第二の操作手段の操作に応じて前記第二の演出が開始する、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のうちいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第一の演出は、前記第二の操作手段の操作では開始しない演出である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のうちいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第一の演出は、前記第一の操作手段の操作を促す表示がなされない演出である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 5 のうちいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第一の演出は、前記第二の操作手段の操作を促す表示がなされている状態において該第二の操作手段が操作されると開始される演出ではない、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 のうちいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第三の演出は、前記第一の演出と同時に実行されない演出である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 7 のうちいずれか一項に記載の遊技台であって、

複数種類の報知を実行可能であり、

前記複数種類の報知のうちの一の報知は、第一の報知であり、

前記第一の報知は、前記第一の操作手段の操作を促す報知であり、

前記第一の演出は、第一の期間において前記第一の操作手段が操作されると開始される演出であり、

前記第一の報知は、前記第一の期間において行われる報知である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 9】

請求項 1 乃至 8 のうちいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第二の操作手段は、前記第一の演出が実行されている期間の少なくとも一部の期間において振動する手段である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 10】

請求項 1 乃至 9 のうちいずれか一項に記載の遊技台であって、

請求項 1 に記載の「大当たりについてのジャッジ演出」とは、「大当たりになることを表すジャッジ結果が報知される演出」のことである、
ことを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

また、こういった遊技台では、操作手段を備えたものが知られている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、従来の遊技台では、操作手段に改良の余地がある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は上記事情に鑑み、操作手段に特徴を持った遊技台を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を解決する本発明の遊技台は、

第一の操作手段と、

第二の操作手段と、

第三の操作手段と、

を備えた遊技台であって、

前記第二の操作手段が振動している状態において、前記第一の操作手段が振動しない場合があり、

前記第二の操作手段は、操作面の位置が変化可能な操作手段であり、

前記第三の操作手段は、複数の操作部を含む操作手段であり、

複数種類の演出を実行可能であり、

前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第一の演出であり、

前記第一の演出は、予告演出であり、

前記第一の演出は、大当たりについてのジャッジ演出であり、

前記第一の操作手段の操作に応じて前記第一の演出が開始される場合があり、

前記第一の演出において、前記第二の操作手段が振動し、

前記第一の演出において、前記第三の操作手段は振動せず、

前記第一の演出は、前記第二の操作手段に関する予告演出ではなく、

前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第三の演出であり、

前記第三の演出は、予告演出であり、

前記第一の演出の態様と前記第三の演出の態様は異なる態様であり、

前記第一の操作手段の操作に応じて前記第三の演出が開始される場合があり、

前記第三の演出において、前記第二の操作手段が振動せず、

前記第三の演出において、前記第三の操作手段が振動しない、

ことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の遊技台によれば、操作手段に特徴を持った遊技台を実現できる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】2503

【補正方法】変更

【補正の内容】

【2503】

また、『前記遊技台は、ぱちんこ機〔例えば、パチンコ機100等〕である、ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、以上の記載では、

『第一の操作手段〔例えば、透過部191、図13の説明における操作手段B等〕と、第二の操作手段〔例えば、チャンスボタン136、図13の説明における操作手段A等〕と、

第三の操作手段〔例えば、操作キーユニット181(十字キー181a、OKボタン181b、キャンセルボタン181c)等〕と、

を備えた遊技台であって、

前記第二の操作手段が振動している状態において、前記第一の操作手段が振動しない場合があり〔例えば、第二の操作手段が振動している状態において、第一の操作手段が振動したりしなかったりする場合や、図24(m)～同図(p)、図25(m)～同図(r1)、図26(m)～同図(r2)等の第一の操作手段が常に振動しない場合がある等〕、

前記第二の操作手段は、操作面の位置が変化可能な操作手段であり〔例えば、図16(i)～同図(j)、図17(i)～同図(j)等〕、

前記第三の操作手段は、複数の操作部を含む操作手段であり、

複数種類の演出を実行可能であり、

前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第一の演出であり、

前記第一の演出は、予告演出〔例えば、図24(m)～同図(q)、図25(m)～同図(q)、図26(m)～同図(q)に示す最終ジャッジ演出等〕であり、

前記第一の演出は、大当たりについてのジャッジ演出〔例えば、図13(a)に示すジャッジ演出、図13(d)の下方に示す最終ジャッジの演出、図23(m)～同図(q)、図24(m)～同図(q)、図25(m)～同図(q)、図26(m)～同図(q)に示す最終ジャッジ演出等〕であり、

前記第一の操作手段の操作に応じて前記第一の演出が開始される場合があり、

前記第一の演出において、前記第二の操作手段が振動し〔例えば、図13(a)に示すA振動、図13(d)の下方に示す操作手段Aの振動、図23(m)～同図(q)、図24(m)～同図(q)、図25(m)～同図(q)、図26(m)～同図(q)等〕、

前記第一の演出において、前記第三の操作手段は振動せず、

前記第一の演出は、前記第二の操作手段に関する予告演出〔例えば、チャンスボタン136の操作を促す報知やチャンスボタン136の操作結果に関する報知が含まれている操作予告演出〕ではなく、

前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第三の演出であり、

前記第三の演出は、予告演出〔例えば、図31(m')～同図(q')に示すジャッジ演出等〕であり、

前記第一の演出の態様と前記第三の演出の態様は異なる態様であり、

前記第一の操作手段の操作に応じて前記第三の演出が開始される場合〔例えば、図31(m')～同図(q')等〕があり、

前記第三の演出において、前記第二の操作手段が振動せず〔例えば、図31(m')～同図(q')等〕、

前記第三の演出において、前記第三の操作手段が振動しない、
ことを特徴とする遊技台。』

について説明した。

また、『前記第一の演出は、前記第一の操作手段に関する予告演出のうちの一の演出であり、

前記第三の演出は、前記第一の操作手段に関する予告演出のうちの、前記第一の演出とは別の一の演出であり、

「前記第一の操作手段に関する予告演出」とは、「前記第一の操作手段の操作を促す表示〔例えば、透過部表示191X等〕がなされている状態において該第一の操作手段が操作されると〔例えば、図23(1)等〕開始される演出」のことである、

ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、『前記複数種類の演出のうちの一の演出は、第二の演出であり、

前記第二の演出は、予告演出〔例えば、図17(m)や図18(m)に示すジャッジ演出等〕であり、

前記第一の演出の態様と前記第二の演出の態様は異なる態様であり、

前記第三の演出の態様と前記第二の演出の態様は異なる態様であり、

前記第二の操作手段の操作〔例えば、図16(1)や図18(1)に示す押下操作等〕に応じて前記第二の演出が開始する、

ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、『前記第一の演出は、前記第二の操作手段の操作では開始しない演出である〔例えば、図23(m)等〕、

ことを特徴とする遊技台。』

また、『前記第一の演出は、前記第一の操作手段の操作を促す表示〔例えば、操作促進報知の透過部表示191X等〕がなされない演出である、

ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、『前記第一の演出は、前記第二の操作手段の操作を促す表示がなされている状態において該第二の操作手段が操作されると開始される演出ではない、

ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、『前記第三の演出は、前記第一の演出と同時に実行されない演出である、

ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、『複数種類の報知を実行可能であり、

前記複数種類の報知のうちの一の報知は、第一の報知であり、

前記第一の報知は、前記第一の操作手段の操作を促す報知〔例えば、図23(k)及び

同図(1),図24(k)及び同図(1),図25(k)～同図(12),図26(k)及び同図(1)それぞれに示す操作促進報知の透過部表示191X等〕であり、

前記第一の操作手段の操作を促す報知〔例えば、図23(k)～同図(1)の期間、図24(k)～同図(1)の期間、図25(k)～同図(12)の期間、図26(m)～同図(1)の期間等〕において前記第一の操作手段が操作されると開始される演出であり、

前記第一の報知は、前記第一の期間において行われる報知である、

ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、『前記第二の操作手段は、前記第一の演出が実行されている期間の少なくとも一部の期間〔例えば、図24～図25、図26の例では全期間であり、図23の例では同図(q)で振動していないので一部の期間等〕において振動する手段である、
ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。

また、『「大当たりについてのジャッジ演出」とは、「大当たりになることを表すジャッジ結果〔例えば、大当たりになることが確定である結果等〕が報知される演出」のことである、

ことを特徴とする遊技台。』

についても説明した。